表3

形状による区分						
	つぼみ				開き	
粒の大きさ（かの直径）	十二ミリメートル以上十三ミリメートル未満	十六ミリメートル以上二十二ミリメートル未満	十ミリメートル以上十六ミリメートル未満	十ミリメートル未満	三十ミリメートル以上五十ミリメートル未満	二十ミリメートル以上三十ミリメートル未満	二十ミリメートル未満
粒の大きさを表す記号及びその略号	大（L）	中（M）	小（S）	特小（T）	大（J）	中（E）	小（P）

1　もも、洋なし又は和なしを詰めたものにあっては、果肉の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては「混合」と表示する。

2　もも、洋なし及び和なし以外のものを詰めたものにあっては、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果肉の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては「混合」と表示する。

容器による区分	果肉の大きさ	記号及びその略号
一号缶	大（L）	三十個以下
	中（M）	三十一個以上四十個以下
	小（S）	四十六個以上六十個以下
二号缶	大（L）	八個以下
	中（M）	九個以上十二個以下
	小（S）	十三個以上十六個以下
四号缶	大（L）	三個以下
	中（M）	四個以上六個以下
	小（S）	七個以上九個以下

果肉の大きさ（果実パインアップルを除く。）の二つ割りを詰めたものに限る。）の製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

粒の大きさを表す記号及びその略号	粒の大きさ（かの直径）	容器による区分
大（L）	二十二ミリメートル以上三十ミリメートル未満	五号缶
中（M）	十六ミリメートル以上二十二ミリメートル未満	三個以下
小（S）	十ミリメートル以上十六ミリメートル未満	千グラム当たり十五個以下
特小（T）	十ミリメートル未満	千グラム当たり二十六個以上

1　みかんを詰めたものにあっては、果粒数又は次の表に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、「混合」と表示する。

果粒の大きさを表す記号及びその略号	百グラム当たり二十個以下	百グラム当たり二十一個以上三十五個以下	百グラム当たり三十六個以上
大粒（L）	○		
中粒（M）		○	
小粒（S）			○

2　みかん以外のものを詰めたものにあっては、果粒数又は果粒の大きさを示す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により表示し、かつ、果粒の大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を表示する。ただし、大きさをそろえていないものにあっては「混合」と表示する。

五号缶	三個以下	千グラム当たり十五個以下
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	四個以上五個以下	千グラム当たり十六個以上二十五個以下
	六個以上七個以下	千グラム当たり二十六個以上

果粒の大きさ（全果粒のものの並びにさくらんぼ、あんず及びぶどうの全形を詰めたものに限る。）の製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。）

内容個数（パインアップルの二つ割り及び輪切り並びにもものくし形切りのものに限る。）

使用上の注意（内面塗装缶以外を使用した缶詰に限る。）

「○個」、「○枚」等と表示する。

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。

「冷凍原料使用」と表示する。

用語	缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたもの及びアスパラガスを使用したもの
「冷凍原料使用」	缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたもの及びアスパラガスを使用したもの
「冷凍原料使用」の表示	缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち凍結させたもの及びアスパラガスを使用したもの